

池田文書の研究(53)

著名人の書簡(経歴判明の人を含む)(その3)

池田文書研究会

[90] 児玉少介の書簡(前承)

17 明治37年10月31日 (3073)

拝復、末女縁嫁ニ就キ御祝被下候て不存寄御品御
恵贈被下誠ニ意外之至奉恐懼候、折格之御厚意敬
て奉拝受候、内話挙て難有頂戴仕候、書余拝眉万
可申上候、頓首

十月尽 少介
池田男爵閣下

無之候、右之仕合故先少しは快復ノ頓ニ進ミ候か
と覚へ申候、地爐を取設ヶ今朝より炬辺ニ熱シ冬
籠之積ニて蟠坐罷在候、対岸之風雲も静謐ノ様相
見へ元老閣員之間は頗る熟し居様被伺、総て機密
之儀不洩は感心之儀ニ御坐候、為右御報申上置
候、不要貴答頓首

十一月二十七日 少介
成蹊堂⁽¹⁾老主 左沖

18 明治37年11月9日 (3091)

謹上、態々御来駕台診を蒙リ奉拝謝候、御目鏡御
差置ニ付差出申候、為右申上略候、頓首

十一月九日 少介
池田尊台 坐下

(1) 成蹊堂 池田謙齋は侍医局長辞職以前自宅
にて成蹊堂の名の下に患者治療をする。

19 明治37年11月24日 (3067)

謹啓、向寒之候台下倍御安寧奉拝賀候、小生儀過
日来大阪罷越昨夕帰京仕候、旅中誠ニ健康ニて大
キニ仕合申候、紅葉真盛ニて旅況を不覚候、明後
日より帰京暫時滞在候間参候万可申上候、頓首

十一月二十四日 少介

追て御蔭ニて旅行も相成候、健康を得忘却難仕
候也、再謹

池田尊台 坐下

21 明治37年11月28日 (3055)

昨廿七日午後一時頃拙^(マ)東奉拝贈候後、又牛乳一
合午後三時之食事ニ用ひ候所、忽チ停滞致し晩方
より臭燻頓ニ発シ例ノ如く腹鳴有之、直ニ洗胃仕
候所不可言悪臭之胃液を出し、直ニ宜しキ事と存
候所、九時頃より今曉五時まで下痢四回兩度多
量、夜半頃ヨリ今朝までオピウム⁽¹⁾用い薬二回相
用申候、右ニて全ク止ミ腹鳴も無之回復仕候、牛
乳適切ニ害ある事大ニ懲リ申候、最早生涯牛乳は
差止候外無之と落着仕候、昨夜半ノ様子ニては煩
御来診度とまで考候所、全々一時之事ニ有之申
候、此段申上置候、頓首

十一月廿八日午前十一時半 少介
成蹊堂博士台 坐下

不奉煩貴答候

20 明治37年11月27日 (3063)

奉啓、一兩日前より新寒相催し今朝来霏雨凍雲一
層寒気を覚へ申候、当地此氣候ニ付都下は敵敷儀
と存候、尤自分之枯瘦より一際寒気を感じ候かと
存申候、尔後ノ容体、廿五日昼豚肉尤軟ナル所三
四片食用候処臭燻も無之、廿六日昼牛肉軟ナル所
四五片食用候処前同様、夕方牛乳一合紅茶ニ和し
用ひ候所一向臭燻も無之、今朝も一合用候処燻気

(1) オピウム オピウム、阿片・モルヒネの
事。鎮静・鎮痛・催眠剤として用いる。

22 明治37年12月9日 (3086)

謹上、井上伯より承り候へハ東京は已ニ霜柱起立

由、当地も朝ハ寒氣ニ候へ共左までノ寒氣は感じ不申余程違ひ候事と存候、小生儀早晚も申上候通氣分は至て爽快ニ有之食事も進ミ申候へ共勉て少量ニ仕居候、便秘は如例隔日又は二日隔灌腸、胃は必隔日ニ洗^(マツ)條仕候、然る所十日程前より夜間少々舌上乾燥、為メニ安寝を不得水飴を嘗め候て舌咽喉を濕し寝ニ就キ申候、一兩日は烈敷乾キ三十分毎ニ眠を覚し候程ニ乾キ候て昨夜は終宵安眠を不得次第ニ御坐候、全ク胃中何カ禍を成スニ相違無之候得共胃中別ニ傷ミも感じ不申候、如何之者ニ候哉、御考按被賜御葉有之候ハ、御方書被下度、然レハ勝見氏ニて調剤相頼ミ用ひ度奉存候、勿論爐辺ハ速ク去り候て寝所ニ仕居別ニ原因無之、不知々々ニ胃中より醸し出し候事と存候、御葉は頃日水葉之外相用ひ不申候、此段可然奉伏願候、頓首

十二月九日

追て沖君へ御來訪御序有之候ハ、必御枉駕奉希候、尚又末女之儀追々快候由申越御蔭ニて不遠快氣を得候事と被考、千万奉拝謝候、再謹

少介

池田尊台 坐下

23 明治37年12月13日 (3066)
 拜復、尊書奉拝展候、先日来少々胃痛差起り候処右ハ従前より一時止ミ又差起り候、過般來尊示之如く一日五回ニ食用致し見候処、短晷ニは有之毎食少々宛ニても食欲絶へ候間、平常之如く又三回ニ仕候所頓ニ食欲生シ腹合も宜しく候間三回ニ仕候、毎日胃部腹部按擦為致御恵投与之水葉用ひ候所頃日は痛氣至て軽く、空腹ニ相成候得ハ少々痛ミ出し少量ノソーダ相用候得ハ直ニ治し申候、今日は少しも痛氣感じ不申候位ニ相成申候、苦味有之ソーダ入之水葉寔ニ適中を覚へ申候、尚又御処法御添被下明日勝見氏へ乞ひ貰ら(ひ)受候て相用可申候、御懇情之段万々奉感激候、食事は大概之物尤極軟之もの而已食ひ候へとも分量は至て減量ニ仕候、少し料理和らかなるものニても、少しも多キ時は飯一碗ニ止メ申候、其方何トナク折合よく候間右様仕居候、扱尊家御病人様如何被為在候哉、寒氣へ向ひ別て御配慮之御事奉存候、鎌倉

へ御出御差止メ之由失望仕候、為右拝答御礼旁申上候、頓首

極月十三夜燈下 少介

追て過日拜願之短冊何卒御間暇之節御揮筆拝望候、旧友之詩歌防寒屏風ニ貼用晨晡對覽交情を温メ候ハ、又接養之一助御諒察奉希上候、再謹

成蹊堂老主 坐前

24 明治37年12月17日 (3057)

奉啓、昨日は蒙御恵預久振緩々御拜語、且御診察を受、旁素望之至ニ奉存候、佐野ノ長談ニは御迷惑奉存候、引統今朝快方ニ有之申候、然は雲丹・鶏卵沢山御恵贈被下、意外之盛賜千万奉拝謝候、今朝早く御帰邸ニ相成候由、御令兄様御出征ニては御氣懸リニも可被為在、小生如キ隱遁者ニても意外ノ俗用時々差起り、御多人数之御一族様不容易御事奉存候、為右寸楮奉拝呈候、頓首

十二月十七日

少介

追て種々頂戴物御配意之段呉々も奉恐縮候、敬て御礼申上候、再拝

池田尊台 坐前

25 明治37年12月22日 (3059)

拜展、如命敵寒之候愈御清穆被為在奉恭賀候、扱白絹并緑鴨一双御恵贈を被り、実ニ意外之盛賜奉感佩候、乍併歳抄別て御用忙之折柄御配慮被成降候段万々御氣の毒之至奉存候、何れ不日拝参可奉拝謝候得共不取敢御礼乍略儀附寸楮申上略候、頓首

十二月廿二日返

池田老国手 台下

26 明治37年12月22日 (3056)

(葉書表) 東京市神田区北甲賀町九 池田男爵閣下
 十二月二十二日 鎌倉長谷 児玉少介
 (消印 相模鎌倉)(切手1錢五厘)

謹上、小生昨今容体左ニ、昨日下午少量二回水瀉ニは無之、段々減し候方ニ有之、御葉之効顯と奉存候、食事ハオートミール サイゴンヘー・鶏卵粥・牛肉液ソーフ・カキ・ハンペン等ノ類ノミ代

ル々々致し居申候、追日平癒可仕奉存候、右申上置候也、頓首

追て御懇贈之段幾重ニも奉拝謝候、従はこそ曠礼打過申候、再拜

27 明治37年12月24日 (3081)

(前欠) ラバル⁽¹⁾・重曹・メンタ油⁽²⁾右之通有之候間、勝見氏へは不申通候、小生儀難擱用事も有之候、今一応相伺候上ニ仕度奉存候、廿五日夕か廿六日早朝ニ鳥渡婦京仕度積ニ御坐候間、委細拜語可申上候、右之容体ニ有之御礼御答旁申上置候、尤小生婦京之儀は御秘し置奉希候、婦京之上勤メ仕出し候之際限無之候間僭居之積ニ御坐、併貴家へは一応^(ママ)遂參候積ニ候、為右申上候、頓首

極月二十四日午前 少介
池田男爵 台下

(1) ラバル 大黃、緩下剤。

(2) メンタ油 薄荷（ハッカ）、矯味・矯臭剤。

28 明治37年12月25日 (3072)

奉啓、一昨夜密雪降積候処今日は隠ナル天気ニ快晴仕候、東京も降り積り候由、年内此度ノ如キ降雪ハ珍敷と当地ノもの共居候、私儀一昨夜より今曉まで下痢七八回尤小量ツヽニ有之候間別段疲労も不仕、昨朝より例ノ丸薬三回相用候故か今朝来全ク止り申候、食事は申上候通り少しも支り候もの相用不申、此節は申上候通三回ニ仕候へ共、朝ハ牛肉液五六勺肉目方百百分、玉子黄身二、パン小片二切と定メ申候、昼は軟飯ニ二三種之添物、晩食も同様、毎昼夜共軟飯一碗乃至二碗丈ケニ止メ申候、洗胃液は少しも汚濁無之候、今日より勝見氏にて御処方水薬相用ひ申候、最早快復仕候間申上候程之儀は無之候へ共昨夕頃引続下痢不止時ハ困難と存申候、臭噁之気味は少しも無之昨今ハ昼晩も粥ニいたし用ひ申候、空腹ニ相成候と胸部之痛ミ食事小量ニ付空腹ニ成リ勝ニ有之葛湯ノ一碗も用ひ候得ハ忽治し申候、右申上置候、別段不要御答

十二月二十五日 少介 頓首
池田尊台 坐下

29 明治38年1月2日 (3093)

新禧台賀、過日は御病人様⁽¹⁾被為在候所、御繰合御来診、御懇慮之段万々奉拝謝候、尔後如何被為在候哉、御配意之程奉拝察候、小生儀引続キ降命之通服薬仕候所、下痢全ク止ミ胸痛も減し候て仕合居申候、夜分口中乾燥は強ク二三回は夫か為メ眠を覚し候へ共、誠ニ適当仕候覚へ申候間口中之乾燥位は忍ひ候ても相用ひ度奉存候、此段之現状申上候、頓首

一月二日 少介
池田尊台 坐下

(1) 御病人 池田謙齋妻甲子の事。甲子は明治38年6月26日没。享年42。

30 明治38年1月9日 (3069)

奉啓、過日は尊書御恵贈奉拝謝候、急ニ俗用出来一泊にて帰宅仕候て昨夕当所へ戻り申候、然は御病人様段々御快被為在候御現況昨朝電話にて伺ひ誠ニ奉欣然候、先頃之御容体にてハ如何かとの御事にて深く御案し申上候処、御平快と之御様子御安心之程万々奉拝察候、先日は旅順陥落御高味被似容難有、彼我之情況被言尽感服仕候、小生腹稿中、順逆人為豈任天請看暗主祀山川「始皇」七年苦業脆於艾炕却奉天渤海烟、[七年之病三年艾より想出し申候]、真ニ未定草ニ候、台教幸甚、小生儀段々快方にて洗滌水少しも汚濁無之心下ノ痛少しも無之、夜分口中乾も余程軽く相成申候、命あれハこそ如此隆世ニ遭遇セラレ、閣下之台助ヲ以テ今日之快氣を得嘉報毎々も爽快を覚候、従来とても天寿を了し度故数年来奉煩台診候処此隆盛ニ遭ひ、一日も前途ノ旺運ヲ経閲シ度欲念を生シ一層接養仕候積ニ御坐候、敵国ト雖モ他国ノ損傷を以テ僥倖を望候儀は丈夫之所愧又所難期ニ候へ共、時トシテ意外ニ速ニ戦局終了ヲ告ケン歟ト占量被致候、閣下為如尚示、右現状具申仕置候、頓首

一月九日 少介

追て御病人御快氣、御当人様ハ勿論尊台將來之御安心誠ニ敬賀仕候也、再謹

池田尊台 坐下

31 明治38年1月17日 (3094)

奉啓、時下厳寒倍御健康可被為在奉拝賀候、御令室様尊慈も次第ニ御快方ニ可被為赴御安意候儀奉存候、小生儀御蔭を以テ段々快ク、御改方ノ御薬ノ為メニ候哉少しも胸部ノ痛ミ感シ不申、御薬は寸時も不違相用居申候、敬て御礼申上候、大阪にて少々用事も有之、切要之儀ニは無之候へ共旅行接養旁明十八日より発程数カ所へ留泊寒氣ヲ避ケ罷越候積ニ御坐候、途次三泊も仕候へハ恰も廊下伝ノ如く運動適宜にて是まで大ニ爽快を覚へ候間罷越候事ニ仕申候、此段申上置候、頓首

一月十七日

少介

追て廿五六日頃ニは必当地まで帰り候積ニ御坐候、其内厳寒ニも相成閣下御避寒思召立如何、都下空氣ノ如く圭角無之申までも無之候へ共却て閣下ニ向ひ勤告申上候也、再拝

池田尊台 坐前

食事ハ何ニ限ラス軟ラ之品少々宛相用、洗滌水少しも濁リ無之臭噁も絶て無之、体量も少々増加一層接養罷在候也

32 明治38年1月24日 (3071)

奉啓、時下御安泰可被為在奉拝賀候、小生儀不相変快方ニ有之、旅行中天氣溫和にて誠ニ仕合申候、明日より鎌倉へ帰り候積ニ御坐候、近況左ニ申上置候、食制尤注意仕洗滌水少しも汚濁無之、随て臭噁氣も無之候、大便ハ通シ無之之故隔日灌腸仕候所、灌腸水容易ニ出切不申長ク堪候てリキミ出シ申候、糞ノ大サ誠ニ細ク小指位にてポツツ致し申候、肛門内別ニ痛ミも無之候へ共何か障碍物をも出来不申かと被考申候、夜分口中乾燥舌上乾キ候為メ一回若クハ二三回覚眠仕候、是ハ飴を枕頭ニ備へ置又ハ味柑^(ママ)にて相凌キ更ニ就眠仕候、如何ナル原因かと存居申候、其他異常無之只灌腸脱糞之節残り之水を絞リ出シ候は誠ニ快カラザル様覺へ申候、右申上候、御参考被成置度奉伏望候、今朝天下茶屋へ参リ俘虜収容之様子一覽仕候、体格長短、年令ノ差違を見候得ハ、兵制も厳確ニは無之かと被考申候、近日一応鎌倉へ帰り不日帰京万可申上候、頓首

一月廿四日

少介

池田尊台 坐下

33 明治38年1月 日 (3064)

辰十二月廿日御処方薄荷入極苦味烈キ分、右相用ひ候内は一回も臭噁無之、其後口中乾燥之儀申上改て御薬頂戴及御所方書拝受相用候処、其後折々臭噁を発シ、過ル廿二三日頃少量之下痢有之、直ニオピウム入丸薬相用下痢止ミ申候、廿五日より更ニ十二月廿日ノ御処方之水薬苦味之分相用ひ居候所全ク臭噁之気味無之候間右相用居申候、粉薬は御処方通用ひ居申候也 少介

34 明治38年2月末日 (3087)

奉啓、時々春寒烈敷候所倍御安寧奉拝賀候、当地御令室様追々御快被為在候由御安意之御事奉存候、小生儀段々快候へ共寒氣如刺爐辺而已温養罷在、近頃別紙之服薬仕居候間此段申上置度御聞置奉希上候、今朝御別荘へ鄙价为候候所、五日過ニ^(ママ)は御来荘ニも可相成敷之御様子ニ承リ御^(ママ)申上候、為右不彀、頓首

二月末日

少介

成蹊堂大守 坐前

35 明治38年4月23日 (3082)

奉啓、一昨日は度々御妨申上候、尔後昨曉マテ三回下痢有之一回多量、昨日は通便無之全ク速ニ御手当を蒙リ候故差止り候儀と奉存候、今日も於今便通無之胃中溜り物も無之全復仕申候、両度之暴瀉にて過日已来増加致し候体量丈々減し誠ニ残念之至御坐候、御薬ハ御申聞之通今朝まで丸薬十顆宛相用、尔後兩三日粉薬相用候積にて今午後より用ひ初メ申候、右御礼、其後之容体申上度奉呈寸楮候、頓首

四月廿三日

少介

池田尊台 坐前

36 明治38年4月24日 (3083)

(封筒表) 池田謙齋様 親展
(封筒裏)(印章) 東京麹町区内幸町壹丁目六番地
児玉少介
謹啓、小生召仕候例ノ御直ニ候子宮痛長ク相悩ミ

引続キ治療も仕居候へ共其効無之、素人ノ考ニは崩漏とも可申症かと被相考申候、尊駕を迎へ台診を願ひ候は誠ニ恐悚之至ニ候へ共幼児も有之荊妻至て心配仕候上一応尊診を願度申居候、御都合之節にて宜しく御来診被賜候ハ、一同安心可仕候、尤既ニ差迫り候病症ニは無之候間決して差急キ相願候次第ニは無之候、此段奉拝願候、頓首

四月廿四日 少介
池田尊台 坐前

37 明治 38 年 5 月 18 日 (3096)

稟申、大阪滞在中過ル十四日午後下痢を催し水瀉少量、同夜二回同、直ニ十五粒ツ、相用候様予て御下命之ヲピュム入丸薬相用ヒ、十五日十六日十七日昼マテ八貼相用候へ共下痢溜り不申、一昼夜四五回水瀉少量、昨十七日昼マテニテ右丸薬尽キ申候、汽車動揺ハ支り候様ニも考候へ共帰宅不致候ハては不相成、押て東海道にて二泊にて唯今二時五十分帰宅仕候所別段差支り無之候、食事ハ道中にて粥・鶏卵・パン・菓物ノ酸ノ外不相用、昨日より少々眩暈有之候間ブランジヲ少々宛三回相用申候、食事不足ノ故か下痢ノ故か不分明候、今日も早朝より二回水瀉少量、右容体申上候間御薬御下附奉願上候、頓首

五月十八日午後五十五分 少介
池田尊台 閣下

38 明治 38 年 5 月 20 日 (3097)

稟申、過日は早速御来診被下候段万々奉感銘候、御来診後、十八日夜二時水瀉少量、十九日午前六時水瀉少々分量多ク其後腹鳴不絶、下痢催し候気味有之候へ共、其後唯今まで無之、腹鳴も昨夕より止ミ下痢催し候気味も昨夕より無之、放屁致し候テモ迸出等之事も無之全ク締結候事ト考申候、日々腰湯ハ仕候、臭暖一切無之、一昨日御申通り下痢溜り候は薬効と奉存候、食禁を守り静養而已罷在候、全ク御蔭にて速ニ快治を得候段重々感激罷在候、唯今之所情慵ニ不堪候へ共是ハ難免不日平治ニ随ひ復し候事と考居候、拜手々々

五月二十日 少介 上
池田尊台 閣下

39 明治 38 年 5 月 22 日 (3062)

稟申、過日は蒙御来診敬謝之至奉存候、其後ノ経過左ニ申上候、二十日午前六時頃下痢致し候而已にて、其後絶て無之腹鳴も不致、全ク薬効有之候儀と奉存候、倦体も漸々健気浸し候様覺申候、御薬は降示之如く今朝まで相用申候、今日までにて三日便通無之、本日はリスリン催下薬差入通し付候様致度、右ハ如何之処ニ可有之候哉、尊示を奉仰候、御薬尊考を奉頼度懇願仕候、軽微至極ニ候へ共唯今長崎より届候間、カステーラ少許入貴覽候、御試味被下候ハ、大幸

五月二十二日也 少介
池田尊丈 台下

40 明治 38 年 6 月 7 日 (3085)

(封筒表) 池田謙斎様 児玉貞持参
(封筒裏) 児玉少介
奉願、予て郵書を以テ申上候同姓壯介妻貞参上仕候間御診察奉願上候、頓首

六月七日 少介
池田様 坐下

41 明治 38 年 6 月 16 日 (3080)

(前欠) 分折々難被寝、引続二三夜も合腿難仕時は眩暈之気味を生し候間、勝見氏より鎮痙劑を貰らひ候て用ひ申候、右相用(欠)候得ハ安眠を得候へ共引続キ難用と存大概差ひかへ居申候、因て催眠術・常用薬・頭瘡薬右頂戴仕度奉拝願候、いつれ(欠)三内参堂万可申上候、頓首

六月十六日 少介
池田男台々下

42 明治 年 2 月 1 日 (3061)

奉啓、私親友邨上倫儀宿疾有之、神経病と被察候、渥ク御診察奉願度候、不敬之儀は不仕者ニ御坐候間可然当人之申分御聞取奉希上候、頓首

二月一日 少介
池田老国師 台坐下

43 明治 年 6 月 20 日 (3074)

(前欠) 之御感情字句ニ溢れ申候、田中なか魚品

ノ燈標依旧閃々招人ノ現況不相變盛ニ被伺申候、小生御警戒ハ万々難有右は望候共難成得御省慮奉希候、不遠歸京可得參伺候、頓首

六月二十日 小介 上
池田大人仁兄高風下

44 明治 年 3月 31日 (3079)

奉啓、絶て曠礼打過申候処愈御安泰奉恭賀候、御用忙中奉恐入候得共趨町区山本町三丁目二番地中邨栄吉と申候者、私方え予て罷越候ものにて至て正直質ニ候処神経質ナリ、一兩年前より肺疾ニ罹リ困憊罷在候、素人目にては快徵は無之候得共一応尊師ノ御診察を被り候ハ、假令快氣不得仕候共家族且懇信之者とも安堵仕候趣尤之儀申来り候間従私奉願出申候、不敬之儀仕候様之ものニ無之候間渥ク奉拝願候、頓首

三月三十一日 少介
池田老国手下

追て本人不治を心配いたし居候間、能々御ナダメ置被遣度奉希候也

45 明治 年 月 日 (3356)

(児玉少介の掛け付け医師又は関係者の書簡)

児玉少介殿御容体

体温	二日	三六・五	三八・〇
	三日	三六・九	三七・三
	夜中八時三十分		三七・七
	朝		昼
	四日	三七・四	三六・八

昨朝及ヒ今朝ノ比較的体温ノ高キハ睡眠不十分ノ故ナランカト愚考仕候、脈拍ハ七十五六ヨリ八十至マテ、結代ナク性質トモ佳良、咳嗽ハ漸次減少、咯痰モ減少致候ヘトモ、今尚先日試検ニ供シタルカ如キ痰ノ混ル事アリ、患部(後欠)

[91] 児玉秀男の書簡

児玉秀男は児玉源太郎の長男。大正・昭和期の政治家。児玉秀男の書簡は日本医史学雑誌第58巻第1号に1通掲載に付省略。

[92] 児玉利堯^{としたか}の書簡

児玉利堯は 鹿児島県鹿屋警察署長。

1 明治28年12月19日 (1670)
行状書

一、本人平素の行状 常ニ祈祷符呪等ヲ為シ愚民ヲ惑ハシテ利ヲ謀ル等ノ風説アルモノ

一、近隣開業医ノ有無 近隣ニ山田儀郷、佐伯嘉太郎、田中敬助ノ三名アリ

一、其所為ノ故意懈怠 其所為故意ニ出テシモノナリ

言渡書

鹿児島県肝属郡百引村上百引三十一番

戸士族医師松脇知明 当四十四年

被告ハ明治廿八年十一月廿八日肝属郡百引村下百引平民山下磯右エ門養母ヨ子カ縊死シタルノ事情ハ知ラサルモ全日午後第十二時頃全人急病トノ招キニ応セス、診断ヲ為サスシテ投薬ヲ為シ、且ツ病名ヲ偽造シタル死亡届書ヲ全年全月廿九日肝属郡百引村役場へ届出ヲ為シタル事実ハ、巡査谷山藤太告発状並ニ被告カ任意ノ自白、村長鶴田重行死亡届書写証明書ニ依リ犯跡明確ナリトス、右所為ハ明治十四年十二月本県甲第二百七(欠)三号布達医師産婆規則第十二條全第十七條(欠)第三十四條ニ違背シ刑法第四百廿六條第四(欠)ニ該当スルヲ以テ全条ニ照ラシ科料金一円(欠)十銭ニ処分ス

但此言渡ニ対シ正式ノ裁判ヲ請求スル(欠)五日限リトス

明治廿八年十二月十九日

鹿児島県鹿屋警察署長 警部 児玉利堯

[93] 小松宮家扶の書簡

小松宮家は皇族。小松宮家御附 柴山典、家扶長尾寛助、家従 川窪敬直の書簡は日本医史学雑誌第54巻第1号に10通掲載に付省略。

[94] 小室信夫の書簡

小室信夫は明治期の政治家・実業家。天保10年丹後に生まれる。板垣退助等の民選議院設立建

白書起草に関与。品川弥二郎等と共同運輸会社（のちの日本郵船）を創立。明治31年6月5日没。享年60。（1839-1898）

1 明治 年3月24日 (1671)

謹啓、益御安泰奉賀候、然ハ私儀今日出帆之高砂丸ニテ京攝間ニ参リ申候、付テハ御暇乞ニモ参堂可仕之処、彼是多用ニ取混レ御不沙汰仕候段不悪御思召可被下候、先ハ不取敢右御暇乞申上度乍略義書中ヲ以此段得貴意候、頓首謹言

三月廿四日

小室信夫

池田謙斎様

2 明治 年4月7日 (1672)

夜中奉煩甚恐入候へ共た、比日来風邪之気味ニテ候処、先刻より咳嗽強ク興リ呼吸甚苦敷様ニ相見申候ニ付、格別之事は御坐あるましく存候へ共女共案事申候間用心之為其御手当之御薬丈頂戴仕置度、誠ニ恐入候へ共此者へ右御葉御授被下候様奉願度此段奉願候、其中御序も被為在候ハ、一兩日之中ニ御代診之御方ニても御診察被下候ハ、猶更辱儀と奉御依頼置候、取急右迄如此、勿々

四月七日

小室信夫

池田様 御診察処 御詰合中

3 明治 年10月22日 (1673)

拝啓、時下愈御清福御坐可被成奉大賀候、陳はおせつ事先刻より産氣相催候様子ニテ御繁之御中甚申上（欠）得共何卒御来診相願候（欠）相叶申間敷哉、若し相叶（欠）蛎殻町壱丁目四番地（欠）旧宅を假り之産家ニ（欠）置候間、何卒右方へ御（欠）被成下度此段御依頼（欠）、先は右得貴意度如此（欠）、草々頓首

十月廿二日

小室信夫

池田謙斎様 侍史

4 明治 年10月27日 (1674)

（封筒表） 池田謙斎様 侍史 小室信夫

（封筒裏）封

拝啓、愈御清福ニ御坐可被成奉賀候、陳は私知人ニテ当時大阪ニ罷在候小島忠里ト申者此頃病氣ニ

て困入居申候ニ付、何卒先生之御診断を願度存居候得共、何分遠隔之地如何ニも致方無之残念至極ニ存居候、付テハ甚如何之願ニハ御坐候得共別紙病状書を以原森寅四郎と申者差上候間御繁之御中誠恐入候得共、何卒右病状書ニテ一応御診断被下候事は相叶申間敷哉、是等之願は甚如何敷事ニハ存候得共強テ依頼ニ不得止添書仕候間、何卒可然御頼上候、先は右御依頼申上度如此ニ御坐候、頓首

十月廿七日

小室信夫

池田国手 侍史

5 明治 年1月3日 (1675)

新禧、愈御揃御安泰御超歳可被遊奉賀候、随テ小生無異犬年を加へ候間御安神可被成下候、先ハ右年始御祝詞奉申上度如此御坐候、恐惶謹言

壱月三日

小室信夫

池田侍医殿 侍史御中

6 明治 年3月1日 (1604)

拝啓、然はお節義少々ニても快く御坐候ハ、参堂可仕之処、其後兎角気分悪敷候間遠路之処誠ニ以恐縮之至リ奉存候得共、今一応先生ニ御序之節御枉駕被成下度此段偏ニ奉願上候、草々頓首

三月一日

小梅邸 小室内

池田様 侍史御中

7 明治 年4月29日 (1676)

拝啓、愈御清適御坐可被成奉賀候、先日は態々御見舞被下辱奉謝候、陳は此節御診断奉願候小児ハ追々快方ニ相向居候様相見申所、せつ事足兎角不拂々敷、殊ニ昨朝来ハ腫レも少々加リ痛も亦強ク相成候由ニテ誠ニ難渋仕居申候、右は先日之薬相用候てよろしく候哉、伺致置申度、乍略儀書中ヲ以此段得貴意候、早々頓首

四月廿九日

小室信夫

池田先生 侍史

[95] さいおんじ きんもち西園寺公望の書簡

西園寺公望は明治・大正・昭和期の貴族政治家。西園寺公望の書簡は日本医史学雑誌第54巻

第3号に1通掲載に付省略.

[96] 西郷従道^{つぐみち}の書簡

西郷従道は明治期の政治家・軍人. 西郷従道の書簡は『東大医学部初代総理池田謙齋』下巻に3通, 日本医史学雑誌第57巻第1号に3通掲載に付省略.

[97] 西郷元善の書簡

西郷元善は東大医学部書記官. 侍医西郷吉義の父. 天保10年松本藩士家に生まれる. 東大を致仕後横須賀鎮守府勤務. 明治28年1月3日没. 享年57. (1839-1895)

1 明治 年9月18日 (1681)
拝呈仕候, 時下益御亀元能奉恐賀候, 然は此品不様候得共庭前ニ栽培仕候間, 乍些少奉呈仕度, 御叱留被下候得は本懐之至奉存候, 頓首謹言

九月十八日 元善
池田様 閣下

2 明治 年12月14日 (1682)
謹啓仕候, 不相変御清穆奉恐賀候, 然は別紙伺書御序御検印奉願上候, 恐々謹言

十二月十四日 元善
池田様 貴下

3 明治 年11月14日 (1683)
(封筒表) 池田謙齋様 侍史下 品添
(封筒裏) 封 西郷元善
拝呈仕候, 然は来ル十八日大学第七親睦会ニ付, 御臨席之有無相伺申上度, 足立同会幹事ヨリ申出候間, 即廻章差上申候, 乍御手数御諾否之段一寸御記御返却奉願上候, 謹言

十一月十四日 西郷元善
池田様 侍史下

4 明治 年12月29日 (1684)
月迫御繁忙奉恐察候, 年内ハ種々不一方蒙御厚情難有奉万謝候, 此忒品如何敷候得共, 歳末御祝儀之印奉呈仕度, 御笑留被降候へハ本懐之至奉存

候, 謹言

十二月二十九日 西郷元善
池田様 侍史下

5 明治 年2月20日 (1686)
脚気病室新築之儀粗々確定相成, 羽田野へハ一応御下命相成候得共, 尚詳悉之件と被為在候故, 明二十一日十時比迄ニ大学へ出頭可仕旨拝承, 同時参学可仕候, 此段御請申上候也

二月廿日 西郷元善
池田総理心得殿 閣下

6 明治 年3月7日 (1687)
拝呈仕候, 益御安寧奉恐賀候, 然は別紙二件御序之刻御検印奉願上候, 謹言

三月七日 西郷元善
池田様 侍史下

7 明治 年12月3日 (1688)
拝呈仕候, 然は昨日被仰付候教場坪数取調書出来ニ付御廻シ申上候, 御落手奉希上候, 拜具

十二月三日 西郷
池田様 閣下

[98] 齋藤甲子郎の書簡

齋藤甲子郎は明治期の官僚・実業家. 元治元年生まれ. 明治28年農商務省嘱託としてフランス大博覧会事務局勤務, 35年日本勸業銀行調査役を勤める. 著書として「勸業債券論」がある.

1 明治22年5月20日 (1699)
謹啓仕候, 陳は齋藤桃太郎妻組子義久々病氣之処, 養生不相叶昨十九日午後六時遂ニ死去仕候, 此段御報申上候, 敬具

追テ来ル廿三日午後二時出棺谷中埋葬地へ仏葬致候事

二十二年五月廿日 桃太郎 弟 齋藤甲子郎
親戚 村田保

池田謙齋殿

[99] 齋藤修一郎の書簡

齋藤修一郎は明治期の官僚・実業家。安政2年越前に生まれる。外務権大書記官・農商務省次官を勤める。明治43年没。享年56。（1855-1910）

1 明治 年9月30日 (1700)

拝啓、時下愈御佳祥奉拝賀候、然は愚妻義過日來喉部不快ニ付中井氏之治療ヲ請居候処、未だ掛々敷治療^(ママ)不致候間、今明日之内御枉駕御診断被下度悞望之至ニ奉存候、尚御來駕之時日等口上ニて使之者へ御申付被下度候、此段御依頼申上候、草々頓首

九月卅日 齋藤修一郎
池田様 侍史

2 明治 年 月23日 (1701)

(封筒表) 池田謙齋殿 願用親展

(封筒裏) 齋藤脩一郎

(端書) 池田謙齋殿 齋藤脩一郎

拝啓、陳は愈御多祥奉賀候、扱小生母過日來より病氣ニ罹り中井常次郎と申す医師之診察を為受服薬被致候得共未だ熱度等減却不致甚た心痛致居候間、御繁務中御氣之毒之至ニ御座候得共、至急一応御診察相願度候、若し御繰合被下候ハ、幾日御來診被下候哉、此者へ御申聞かせ被下度奉願上候、尤モ前条之趣中井へ相談候処、之も御願申上度申居候事ニ御座候、病症ハ腸胃病之由ニ御座候、先ハ御願迄、草々拝具

廿三日 齋藤脩一郎
池田謙齋殿

3 明治 年2月28日 (1702)

(封筒表) 池田謙齋殿

(封筒裏) 〆 二月廿八日 齋藤脩一郎

拝啓、陳は別紙之通り容体にて右肺部ニ痛を覚え候様申候ニ付、御繁務中御氣之毒之至ニ御座候得共何卒本日にては御來診被下間敷哉、中井氏も是非御診察相願度申居候間、此段御懇願申上候、尚万々拝眉之上御礼可申上候、草々拝具

廿八日 齋藤修一郎
池田謙齋殿

[100] 齋藤利行^{としゆき}の書簡

齋藤利行は明治期の官僚。文政5年土佐藩士家に生まれる。渡辺弥久馬と称し藩主に仕える。齋藤家へ養子に入る。幕末動乱時薩長土勢力の均衡に功績。明治政府に仕え元老院議員。明治14年没。享年60。（1822-1881）

1 明治 年9月7日 (1697)

御繁務之御中より毎々御出被下千万忝奉存候、昨夜は腹痛相発小原御氏不時ニ御苦勞相懸御蔭を以暫時ニして落合、今日ハ先何も格別無之大患之事故兎角少々変動ハ可有之と存候、扱今春右娘瘡疾之節岩佐先生之御世話を以全快致未間も無之ニ付岩佐先生ニ一応診察相願試申度と之事ニて御診察相願候処勿論先生御診断と聊相違無御坐、御同察ニ御坐候、然ルニ武市姑考ニハ先達ても御世話相成示愈致候ニ付御同察之事故不苦候ハ、此度も又々岩佐先生ニ相願申度懇望之趣ニ付婿も不悪御挨拶申上、老母心ニ足り候様致度由申聞候、此段下官參上呉々御礼御挨拶申上候筈ニ候得共何分多忙ニ付大略乍失敬先書中を以此段御挨拶申上置候、勿論大患之事故又々時宜ニ寄御診断、且御調薬等も相願申度此趣も不悪御領掌御含置相願置候、餘不日參上縷々可申解候也

九月七日 利行
池田先生 几下

2 明治 年9月18日 (1695)

先頃は毎々御出被下忝仕合奉存候、扱山妻事悪分ハ御蔭を以大ニ子宮も締り付候様相覚心持宜敷御坐候、然ルニ此節篤と相ためし候処、何分些御薬強クキ、過候塩梅ニてハ無之哉、服用後少々逆上ヲ覚へ、或ハ腹部之心持常とかわり候様相覚候事も有之御薬服用前水ヲ吞ミ置直様用ヒ候時ハ右等之眩眩少ク候由、妻申出候、猶又右容体御賢慮之上御薬御加減相願申候、将又先日御世話相願居候武市娘事も其後も兎角病勢次第ニ進ミ候模様ニて大ニ心配罷在候所一昨日頃悪分模様少々は宜敷腹部膨張も少々ハ相減し、只今之容体ニて程能參り候ハ、分理ニ相赴可申哉と相樂シミ居申候、未取紛御礼御挨拶ニも罷出不申候、失敬打過居申候也

九月十八日 利行
池田先生 几下

3 明治 年9月21日 (1698)

以来倍御清穆可被成御奉職奉賀候、然は山妻事御蔭を以子宮心持も大ニ都合宜敷、耳の方持疾も毎歳秋相催候時節よりハ大ニ快、当年も此頃之時候ニ相成甚心持宜敷相成候ニ付ト先休薬致度又々発動致候ハ、又々其節御薬御所望仕度段申出候、積日御礼参上御挨拶可申答之処下官、四五日前より少々持疾早引入居候ニ付大略失敬先書中を以御礼御挨拶申上置候、猶近々参殿積日御礼可申上餘期拜顔候也

九月廿一日 齋藤利行
池田先生 玉机下

4 明治 年2月1日 (1696)

(封筒表) 池田先生 病人容体書在中 齋藤利行
(封筒裏)

愚女容体

- 一、三十日尊来以後格別無御坐候
一、同三十一日昨日ハ少々咳も増し少々悪寒の気味有之夕方少々二度計水液ヲ吐し、昨夕方以来大便快通致し不申故胸部ツカへ候心持御坐候、尔来之腹痛も三十日よりハ少々強ク御坐候、食事ハ進ミ不申候
一、今朝も悪寒後発熱又々間歇熱之再発歟と相見え申候

右之外ハ先相変候事無御坐候

二月一日 齋藤利行
池田先生

[101] 齋藤桃太郎の書簡

齋藤桃太郎は明治期の官僚。嘉永6年生まれ。外務省出仕後宮内省御用掛・式部官・大臣秘書官・書記官・内事課長・有栖川宮別当・東宮大夫を歴任。大正4年没。享年63。(1853-1915)

1 明治 年12月19日 (1703)

(封筒表) 池田侍医局長殿 親展
(封筒裏) 緘 齋藤桃太郎

皇居御用水之儀ニ付長与宮中顧問官⁽¹⁾ヨリ別紙意見書差越候、貴官へ御回可致旨大臣公ヨリ被申付候、尚御意見大臣迄御申出相成度候、右得貴意候、敬具

十二月十九日 齋藤秘書官
池田侍医局長殿

(1) 長与専齋が宮中顧問官になったのは明治25年以降。

2 明治 年11月19日 (1704)

(封筒表) 池田侍医局長 親展
(封筒裏) 齋藤内事課次長 宮内省 印
拜啓、然は本年十月十四日川村正治御局勤務ニ御採用ノ当時、侍医之内一人辞職之都合ヲ以テ川村之採用ヲ被差急候様承り居候処、其後未タニ辞職ノ者無之、右は何カ御都合モ有之候哉、一応御問合申進候間否哉御報被下度候也

十一月十九日 齋藤桃太郎
池田侍医局長殿

3 明治27年9月7日 (1705)

(封筒表) 池田侍医局長殿 親展
(封筒裏) 緘 内事課 齋藤桃太郎 宮内省 印
今般広嶋表へ御発輦⁽¹⁾之御内意ニ付供奉人名早々御内報有之度候也

九月七日 齋藤内事課長
池田侍医局長殿

(1) 御発輦 日清戦争の為明治27年9月8日明治天皇廣島大本營へ行幸発表される。

[主要参考文献]

- 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社
1994年11月30日発行
池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・
下巻 思文閣出版 2007年2月25日発行
日本医史学雑誌第54巻第1号 2008年3月発行
日本医史学雑誌第54巻第3号 2008年9月発行
日本医史学雑誌第57巻第1号 2011年3月発行
日本医史学雑誌第58巻第1号 2012年3月発行